

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6 月23日
【会社名】	株式会社協和エクシオ
【英訳名】	KYOWA EXEO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小園 文典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
【電話番号】	(03)5778-1106(財務部)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 秀男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
【電話番号】	(03)5778-1106(財務部)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 樋口 秀男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 370,500,000円

(注) 1. 本募集は、平成27年 6 月23日開催の当社第61回定時株主総会決議及び同日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社協和エクシオ 南関東支店  
(横浜市神奈川区神奈川本町12番地1)  
株式会社協和エクシオ 東海支店  
(名古屋市中区錦三丁目10番33号)  
株式会社協和エクシオ 関西支店  
(大阪市西区京町堀三丁目6番13号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,470個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年7月10日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社協和エクシオ 本社総務部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成27年7月10日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券の発行については、平成27年6月23日開催の当社第61回定時株主総会及び同日開催の当社取締役会においてその発行の決議をしております。

## 2. 申込の方法

申込方法は、申込期間内に申込取扱場所へ申込みをすることとします。

## 3. 本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対して行うものであります。

対象となる人数及び内訳は、以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	8名	560個
当社執行役員	21名	825個
当社従業員	15名	375個
当社子会社の取締役	26名	710個

## （２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	247,000株 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とします。（ただし、（注）1に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとします。）
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、平成27年6月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とします。また、（注）1の定めにより株式の数および行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 370,500,000円 （新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、株式の発行価額の総額は減少します。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年7月3日から平成33年6月30日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社協和エクシオ 本社総務部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋支店
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員及び従業員または当社子会社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社従業員が定年退職した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。 2. その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによるものとします。
自己の新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。 2. 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額の調整

株式数の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

行使価額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の効力発生

新株予約権行使の効力は、新株予約権行使請求書および添付書類が当社指定の行使請求受付場所に提出され、かつ、払込金が払込取扱場所である当社の指定口座に払い込まれたときに発生するものとします。

3. 株式の交付方法

当社は新株予約権の行使の効力発生後速やかに、当該新株予約権を行使した者の本人名義の振替口座簿への記載もしくは記録により、当該新株予約権の目的となる株式を移転します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(注)1	発行諸費用の概算額(注)2	差引手取概算額
370,500,000円	280,000円	370,220,000円

(注)1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額(見込額)を記載しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2)【手取金の使途】

今回の募集は、ストックオプションを目的として新株予約権を発行するものであり、資金調達を目的としておりません。

したがって、本新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生いたしません。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金は、工具器具購入等の設備投資あるいは、工事用材料購入および外注費支払い等の運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第61期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月23日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」につきましては、当該有価証券報告書提出以降、本有価証券届出書提出までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載された将来に関する事項は、本有価証券届出書提出時においても変更の必要はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社協和エクシオ 本社  
(東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号)  
株式会社協和エクシオ 南関東支店  
(横浜市神奈川区神奈川本町12番地1)  
株式会社協和エクシオ 東海支店  
(名古屋市中区錦三丁目10番33号)  
株式会社協和エクシオ 関西支店  
(大阪市西区京町堀三丁目6番13号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。